

病第 1 号議案 横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正について

「横浜市病院事業の経営する病院条例」を一部改正し、健康保険法第 70 条第 3 項の規定に基づき講ずる措置として、紹介状を持たない初診等の患者に対して一定額以上の初診料等を求めることとし、料金を設定するものです。

1 制度の概要

平成 27 年 5 月 27 日に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、医療保険制度における負担の公平化や、保険医療機関の相互間の機能の分担及び業務の連携の更なる推進を目的として、健康保険法の一部が改正されました。

法改正を受けて、「保険医療機関及び保険医療養担当規則（療担規則）」等も改正され、かかりつけ医等からの紹介状を持たない患者が、^{※1}大病院を初めて受診するときなどに、^{※2}大病院は当該患者に一定金額以上の初診料等の支払いを求めることが義務付けられました。

『保険医療機関及び保険医療養担当規則（療担規則）』等による定め

※1 「大病院」の定義

特定機能病院及び一般病床 500 床以上の地域医療支援病院

特定機能病院…病床数が 400 床以上かつ高度医療を担う医療機関で、大学病院の本院など、厚生労働大臣が承認した病院

地域医療支援病院…病床数が 200 床以上かつ地域の診療所や中小病院との連携を担う医療機関で、都道府県知事が承認した病院

※2 「一定金額以上の初診料等」の金額（下限額）

○他の病院又は診療所からの文書による紹介がない初診患者に対して支払いを求める金額

医科 5,000 円 歯科 3,000 円

○他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該病院を受診した再診患者に対して支払いを求める金額

医科 2,500 円 歯科 1,500 円

この制度は平成 28 年 4 月 1 日から施行されていますが、取扱いに関する関係通知等が 3 月下旬に公表されたため、地方自治体による条例の制定期間を考慮し、公立病院等については、平成 28 年 9 月 30 日までの間、経過措置が設けられています。

2 条例上の料金設定について

(1) 条例の定め

市民病院及びみなと赤十字病院における料金を設定します。

金額については、他の料金と同様、別表に定めます。

他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受けるとき	税抜 5,000 円 税込 5,400 円
他の保険医療機関等に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず再診を受けるとき	税抜 2,500 円 税込 2,700 円

(2) 料金設定の考え方

- 厚生労働大臣が規則等で定める下限額を基本とし、市内の地域中核病院と均衡を図ります。なお、分娩に係る患者については、消費税は非課税となります。
- 歯科については、市立病院では口腔外科として外科的な治療を行っているため、医科と同額とします。(地域中核病院でも医科と歯科は同額です。)

3 条例の施行日について

企業管理規程で定める日から施行することとします。

市内の地域中核病院等においては、4月1日からすでに実施していることを踏まえ、条例案の議決後速やかに施行するため、7月1日の施行を予定しています。

4 その他

横浜市立大学附属病院及び市民総合医療センターについても、市立病院と同様の取扱いとして、料金の上限を認可する議案を今定例会に上程しています。

《参考》 市内における義務化の対象病院（全 10 病院）

種 別	病 院 名	料 金
市立病院（2）	横浜市立市民病院	議案上程中 (初診時 5,400 円 再診時 2,700 円を予定)
	横浜市立みなと赤十字病院	
市大附属病院（2）	横浜市立大学附属病院	
	横浜市立大学附属市民総合医療センター	
地域中核病院（4）	昭和大学横浜市北部病院	
	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	
	恩賜財団済生会横浜市南部病院	
	労働者健康安全機構横浜労災病院	
その他（2）	国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院	
	昭和大学藤が丘病院	